

要 望 書

社団法人 地方公務員共済組合協議会

要望書

特定健康診査・特定保健指導をより効果的に実施するための課題等について、地方公務員共済組合として、次のとおり要望する。

記

1 特定健康診査等の導入に伴う課題について

- (1) 40歳以上の被扶養者の健康診断は、従来、実施主体が市町村であったため、住民として健康診断及び指導を受けていたが、特定健康診査の導入により、共済組合が実施主体となったことから、市町村が行っているがん検診等については、実施主体が異なる等の理由により同時に受診できず、住民でもある被扶養者にとって煩雑な制度となっていることなどのため、結果的に特定健康診査を受診しない被扶養者が増えている。

このようなことから、共済組合の被扶養者が不利益を被っているので、特定健康診査の実施主体の検討や受診率向上に向けた必要な対策（実施医療機関の拡大を含む。）を講じ、被扶養者の利便性に合わせたがん検診と特定健康診査の同時受診を促進する方策の検討が必要であること。

- (2) 法令で義務づけられている組合員の健康診断は、労働安全衛生法と高齢者の医療の確保に関する法律の二つの規定（学校においては学校保健安全法を含む三つの規定）により実施しており、75歳の年齢到達により保険者が変わったり、健診により健診実施主体が変わることなど、制度が複雑である。

また、事業主が行う健康診断の健診項目と特定健康診査の健診項目が異なることにより、事業主に健診項目を満たすため追加依頼している状況である。よって、労働安全衛生法（及び学校保健安全法）に基づく事業主健診（少なくとも40歳以上の者に係る健診）の検査項目が、特定健康診査のすべての健診項目を満たすよう改めること。

さらに、労働安全衛生法第66条の7の規定により努力義務とされている健診後の保健指導と、特定保健指導の重複対象となっている者があることから、労働安全衛生法による健診後の保健指導については、学校保健安全法第16条の規定による健診後の指導と同様に、事業主が実施すべき事項と位置付けたうえで、事業主から医療保険者に対して当該保健指導の実施結果が円滑に提供されるよう措置するとともに、医療保険者は、これをもって特定保健指導の実施結果として国に報告することができるよう、制度の改善を図ること。

2 特定健康診査等の実施上の課題について

- (1) 特定保健指導の対象となった者については、初回の面談が義務づけられているが、遠隔地の組合員等については難しい場合もあることから、面談を要件とせず、電話等による支援も可能とするなど、地域の実情にあった弾力的な運用とし、報告時には実施者数に含めること。
- (2) 特定保健指導の開始前までに服薬治療を開始した者及び特定保健指導の開始後に服薬治療を開始し、特定保健指導を中断した者は、特定保健指導の実施率の算定基礎となる分母の人数から除外するなど制度の改善を図ること。
- (3) 特定保健指導で治療該当者は、受診勧奨を行うこととなっているが、医師が個別に判断するものであることを徹底するとともに、国の基準はあくまで参考基準であることを明確にすること。また、国の基準が低すぎて受診勧奨に該当してしまう者が多いことから国の基準を見直すこと。
- (4) 複数年にわたり、特定保健指導の対象となった者に対し、画一的な特定保健指導を行うことには無理があり、実施率の低下を招いているので、効果的な保健指導の方策を示したうえで、弾力的なプログラムとすること。また、特定保健指導の実施率の算定基礎となる分母の人数から除外すること。

3 後期高齢者支援金の加減算措置について

新たな高齢者医療制度の導入に伴う加減算措置に対する見直し検討を行う場合にあっては、現在、被扶養者の特定健診・特定保健指導は、地域又は保険者に

よって不均衡の状況下で実施されていることから、上記1のがん検診と特定健康診査の同時受診を促進する方策等が実施されて公正公平な環境づくりがなされることを前提として検討を進めること。

なお、特定健康診査等をより効果的に実施するための方策として、特定健康診査等の受診率等の向上に積極的に取り組んだ保険者の努力が反映される仕組みとすること。

平成23年5月26日

厚生労働大臣

細川律夫様

社団法人 地方公務員共済組合協議会

会長 松本英昭

(関係共済組合)

地方職員共済組合	理事長	高部正男
公立学校共済組合	理事長	矢野重典
警察共済組合	理事長	吉村博人
東京都職員共済組合	理事長	佐藤 広
全国市町村職員共済組合連合会	理事長	久保田 勇
札幌市職員共済組合	理事長	小澤正明
川崎市職員共済組合	理事長	砂田慎治
横浜市職員共済組合	理事長	大場茂美
名古屋市職員共済組合	理事長	入倉憲二
京都市職員共済組合	理事長	星川茂一
大阪市職員共済組合	理事長	村上龍一
神戸市職員共済組合	理事長	小柴善博
広島市職員共済組合	理事長	湯浅敏郎
北九州市職員共済組合	理事長	古賀敬三
福岡市職員共済組合	理事長	渡雲正光

平成23年5月26日

厚生労働副大臣

大塚耕平様

社団法人 地方公務員共済組合協議会

会長 松本英昭

(関係共済組合)

地方職員共済組合	理事長	高部正男
公立学校共済組合	理事長	矢野重典
警察共済組合	理事長	吉村博人
東京都職員共済組合	理事長	佐藤 広
全国市町村職員共済組合連合会	理事長	久保田 勇
札幌市職員共済組合	理事長	小澤正明
川崎市職員共済組合	理事長	砂田慎治
横浜市職員共済組合	理事長	大場茂美
名古屋市職員共済組合	理事長	入倉憲二
京都市職員共済組合	理事長	星川茂一
大阪市職員共済組合	理事長	村上龍一
神戸市職員共済組合	理事長	小柴善博
広島市職員共済組合	理事長	湯浅敏郎
北九州市職員共済組合	理事長	古賀敬三
福岡市職員共済組合	理事長	渡雲正光

平成23年5月26日

厚生労働大臣政務官

岡本充功様

社団法人 地方公務員共済組合協議会

会長 松本英昭

(関係共済組合)

地方職員共済組合	理事長	高部正男
公立学校共済組合	理事長	矢野重典
警察共済組合	理事長	吉村博人
東京都職員共済組合	理事長	佐藤 広
全国市町村職員共済組合連合会	理事長	久保田 勇
札幌市職員共済組合	理事長	小澤正明
川崎市職員共済組合	理事長	砂田慎治
横浜市職員共済組合	理事長	大場茂美
名古屋市職員共済組合	理事長	入倉憲二
京都市職員共済組合	理事長	星川茂一
大阪市職員共済組合	理事長	村上龍一
神戸市職員共済組合	理事長	小柴善博
広島市職員共済組合	理事長	湯浅敏郎
北九州市職員共済組合	理事長	古賀敬三
福岡市職員共済組合	理事長	渡 雲正光

平成23年5月26日

厚生労働省保険局長

外 口 崇 様

社団法人 地方公務員共済組合協議会

会 長 松 本 英 昭

(関係共済組合)

地 方 職 員 共 済 組 合	理 事 長	高 部 正 男
公 立 学 校 共 済 組 合	理 事 長	矢 野 重 典
警 察 共 済 組 合	理 事 長	吉 村 博 人
東 京 都 職 員 共 済 組 合	理 事 長	佐 藤 広
全 国 市 町 村 職 員 共 済 組 合 連 合 会	理 事 長	久 保 田 勇
札 幌 市 職 員 共 済 組 合	理 事 長	小 澤 正 明
川 崎 市 職 員 共 済 組 合	理 事 長	砂 田 慎 治
横 浜 市 職 員 共 済 組 合	理 事 長	大 場 茂 美
名 古 屋 市 職 員 共 済 組 合	理 事 長	入 倉 憲 二
京 都 市 職 員 共 済 組 合	理 事 長	星 川 茂 一
大 阪 市 職 員 共 済 組 合	理 事 長	村 上 龍 一
神 戸 市 職 員 共 済 組 合	理 事 長	小 柴 善 博
広 島 市 職 員 共 済 組 合	理 事 長	湯 浅 敏 郎
北 九 州 市 職 員 共 済 組 合	理 事 長	古 賀 敬 三
福 岡 市 職 員 共 済 組 合	理 事 長	渡 雲 正 光